

神戸港港湾計画書

— 一部変更 —

令和元年7月

神戸港港湾管理者
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 17 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 18 年 2 月 交通政策審議会第 17 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 18 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 3 月 交通政策審議会第 23 回港湾分科会
- ・ 平成 20 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 20 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 11 月 交通政策審議会第 36 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 7 月 交通政策審議会第 38 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 11 月 交通政策審議会第 39 回港湾分科会
- ・ 平成 23 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 12 月 交通政策審議会第 47 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 2 月 交通政策審議会第 51 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 7 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 27 年 6 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 7 月 交通政策審議会第 64 回港湾分科会
- ・ 平成 28 年 12 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 1 月 神戸港港湾審議会

- 平成 29 年 3 月 交通政策審議会第 66 回港湾分科会
- 平成 29 年 5 月 神戸港港湾審議会
- 平成 29 年 11 月 神戸港港湾審議会
- 平成 30 年 3 月 神戸港港湾審議会
- 平成 31 年 2 月 神戸港港湾審議会
- 平成 31 年 3 月 交通政策審議会第 74 回港湾分科会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3
港湾の効率的な運営に関する事項	4
1 効率的な運営を特に促進する区域	4
2 臨海部物流拠点の形成を図る区域	5
3 効率的な流通業務を特に促進する区域	6

変更理由

ポートアイランド(第2期)地区において、国際フィーダー貨物等の効率的な取扱いを図るとともに、コンテナ物流の国際競争力の更なる強化を図るため、公共埠頭計画、土地利用計画及び港湾の効率的な運営に関する事項を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 ポートアイランド（第2期）地区

(1) 外内貿コンテナ埠頭計画

国際フィーダー貨物等の効率的な取扱いを図るため、外内貿コンテナ埠頭を次のとおり変更する。

水深 16m	岸壁 1 バース	延長 400m (コンテナ船用)
		[既設] (PC-18(E))
水深 15m	岸壁 1 バース	延長 350m (コンテナ船用)
		[既設] (PC-18(S))
水深 12m	岸壁 3 バース	延長 700m (コンテナ船用)
	(うち 2 バース既設)	[既設の変更計画] (PI- I, J, K)
埠頭用地	35ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)	
	(うち 30ha 既設)	[既設の変更計画]

既設		
水深 16m	岸壁 1 バース	延長 400m (コンテナ船用)
		(PC-18(E))
水深 15m	岸壁 1 バース	延長 350m (コンテナ船用)
		(PC-18(S))
水深 12m	岸壁 2 バース	延長 480m (コンテナ船用)
		(PI- I, J)
水深 12m	岸壁 1 バース	延長 220m
		(PI- K)
埠頭用地	30ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)	

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

(単位：ha)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
ポートアイランド(第2期)地区	(119)	(87)		(42)		(15)		(27)	(291)
	119	87		42	54	15		73	392

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ物流の国際競争力の更なる強化を図るため、以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。(法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む。)

ポートアイランド（第2期）地区

水深 16m 岸壁 4 バース 延長 1,550m(コンテナ船用)
[既設](PC-15(E), 16, 17, 18(E))

水深 15m 岸壁 4 バース 延長 1,400m(コンテナ船用)
[既設](PC-13, 14, 15(N), 18(S))

水深 12m 岸壁 3 バース 延長 700m (コンテナ船用)
(うち 2 バース既設) [既設の変更計画](PI-I, J, K)

埠頭用地 114ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
(うち 94ha 既設、16ha 工事中) [既設の変更計画]

2 臨海部物流拠点の形成を図る区域

港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流拠点を形成するため、以下の区域において、臨海部物流拠点の形成を図るように措置することを計画する。

ポートアイランド（第2期）地区

国際海上コンテナ輸送等に係る貨物の輸送及び保管及び荷さばき及び流通加工等に係る業務を行う施設を集積し、埠頭と一体的に、埠頭の機能の一層の強化を図る区域について、公共埠頭計画の変更に伴い、次のとおり計画を変更する。

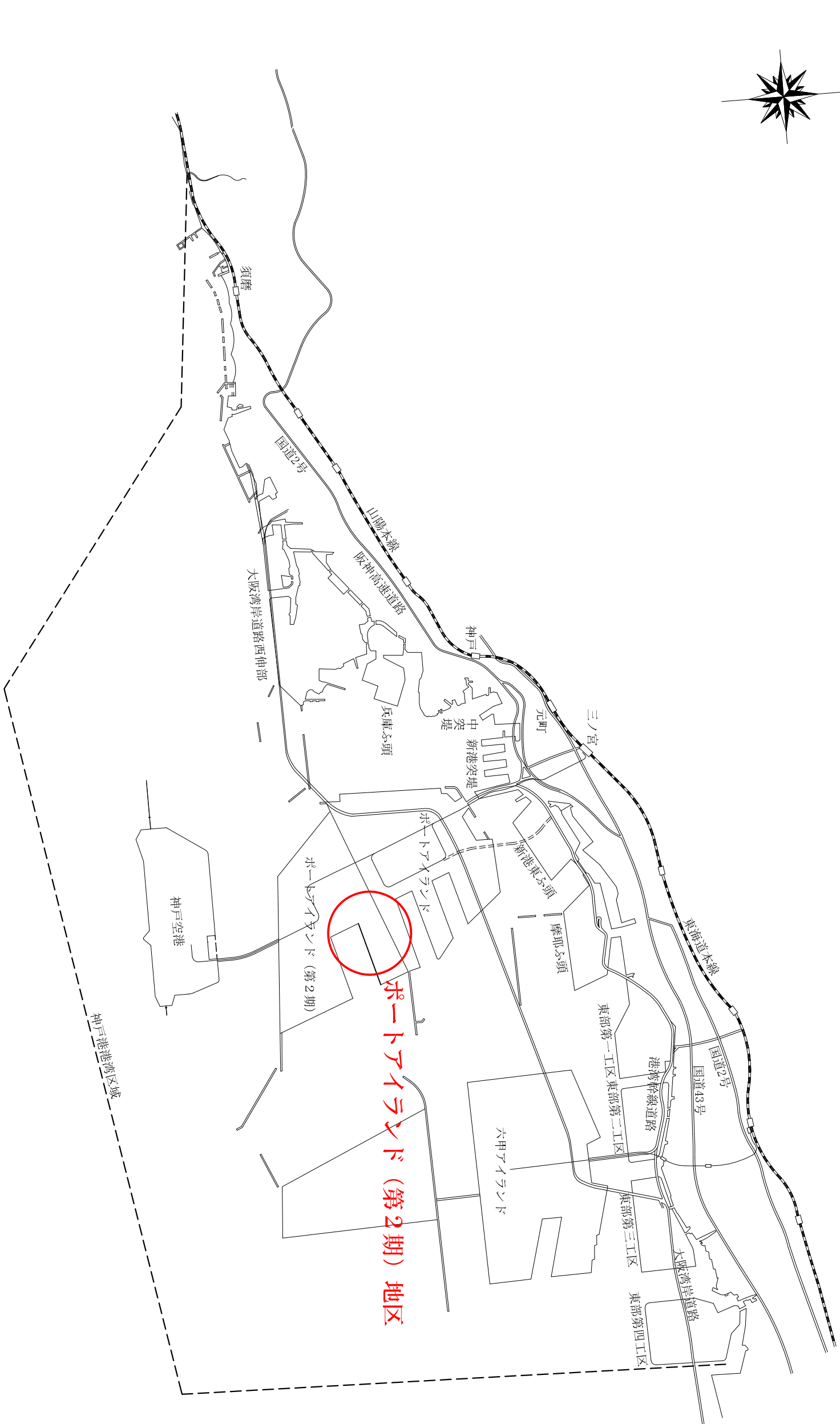
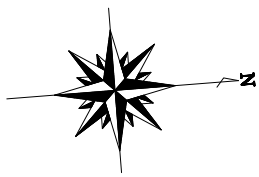
水深 16m	岸壁 4 バース	延長 1,550m(コンテナ船用) [既設](PC-15(E), 16, 17, 18(E))
水深 15m	岸壁 4 バース	延長 1,400m(コンテナ船用) [既設](PC-13, 14, 15(N), 18(S))
水深 12m	岸壁 3 バース	延長 700m(コンテナ船用) (うち 2 バース既設) [既設の変更計画](PI-I, J, K)
水深 7.5m	岸壁 1 バース	延長 130m [既設](PI-L)
埠頭用地	115ha (うち 94ha 既設、16ha 工事中)	[既設の変更計画]
港湾関連用地	51ha	[既設の変更計画]
交通機能用地	1ha	[既設]

3 効率的な流通業務を特に促進する区域

港湾物流の高度化・多様化に対応した国際流通拠点を形成するため、以下の区域において、効率的な流通業務を特に促進するように措置することを計画する。

国際海上コンテナ輸送に係る貨物の保管等であって、流通加工を伴うものの用に供する保管施設等を配置するポートアイランド（第2期）地区の範囲について、公共埠頭計画の変更に伴い変更する。

計画変更箇所位置図 S=1/70,000



凡 例	
	計画変更箇所